　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　2022年　　月　　　日

お 客 様 各 位

（一社）佐賀県労働者福祉協議会

理事長　井手　雅彦

［公印省略］

**勤労者旅行会閉鎖に伴う「トラベルクーポン（旅行券）」**

**払戻しのご案内**

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

　さて、勤労者旅行会は、諸般の事情により202２年３月31日（木）をもちまして閉鎖させていただきました。

つきましては、当法人（労福協）発行で未使用のトラベルクーポン（旅行券）の払戻しをさせていただきます。

払戻申出期間が、２０２３年３月３１日（金）まで延長になりました。

なお、２０２２年４月より、払戻し費用の一部をお客様にもご負担をお願いし、トラベルクーポン（旅行券）払戻し手数料を１件につき５５０円（税込）を徴収させていただきます。お手数ではございますが、下記の要領にて払戻しの手続きをさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

記

●**払戻申出期間：202２年４月１日（金）～ 202３年３月３１日（金）**

●払戻申出から払戻しまでの流れ

１．労福協にて受付後、払戻関係書類及びレターパックライト370（返信用）を送付

２．**お客様より、未使用トラベルクーポン（旅行券）現物と払戻申込書および振込先口座が確認できる通帳のコピーを労福協へ返送**

　　（同封の返信用レターパックライト370を使用し、最寄りのポストへ投函してください(切手不要)）

３．労福協にてトラベルクーポン（旅行券）と払戻申込書および振込先口座が確認

　　できる通帳のコピーを確認後、お客様の指定口座へ約２ヶ月を目途に、払戻し

　　手数料１件につき5５０円・税込を差し引いて振込・払戻

（日本国内にある本店、支店に限ります。また、ゆうちょ銀行は除きます）

４．労福協より振込・払戻予定日の連絡はいたしませんので、お客様にて口座

記帳等でご確認ください

●同封書類

１．トラベルクーポン（旅行券）払戻申込書

２．返信用封筒（レターパックライト370(切手不要)）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| お問い合わせ・返送先 | |  |
| （一社）佐賀県労働者福祉協議会 | | |
| 〒840-0804　佐賀市神野東4丁目7番3号 | | |
| 電　　話 | ：0952-32-1243 | |
| ﾌｧｯｸｽ | ：0952-32-1224 | |
| 担　　 当 | ：トラベルクーポン払戻し係 | |